

第 68 回 社会保障審議会 医療保険部会 資料

高額療養費の見直しについて (抜粋版)

平成25年10月7日
厚生労働省保険局

高額療養費の見直し案

<70歳未満>

現行

所得区分	限度額(月単位)
上位所得者 年収約770万円以上 (標準報酬月額53万円以上)	150000+1% <83400> ※標準報酬53万円に対応する総報酬月額60万円の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額60万円の2ヶ月程度となるよう設定。
一般所得者 ~770	80100+1% <44400> ※平成16年度の政管平均標準報酬28万円に対応する総報酬月額(32万円)の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額32万円の2ヶ月程度となるよう設定。
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案1

所得区分	限度額(月単位)
年収約1510万円以上(標報121万円)	322500+1% <179100>
1160~1510 (83~115万)	252600+1% <140100>
970~1160 (65~79万円)	207600+1% <115200>
770~970 (53~62万円)	167400+1% <93000>
570~770 (41~50万円)	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万円)	80100+1% <44400>
310~370 (24~26万)	62100 <44400>
~310 (22万円以下)	44400 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案2

所得区分	限度額(月単位)
1160~ (83万円以上)	252600+1% <140100>
770~1160 (53~79万円)	167400+1% <93000>
570~770 (41~50万円)	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万円)	80100+1% <44400>
~370 (26万円以下)	57600 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案3

所得区分	限度額(月単位)
1160~ (83万円以上)	252600+1% <140100>
770~1160 (53~79万円)	167400+1% <93000>
370~770 (28~50万円)	80100+1% <44400>
~370 (26万円以下)	57600 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

<70~74歳(3割・2割負担の者)>

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者 370~(標報28万以上)	44400	80100+1% <44400>
一般所得者 370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
570以上 (標報41万以上)	68100	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万)	44400	80100+1% <44400>
310~370 (24~26万)	24600	62100 <44400>
~310 (22万以下)	12000	44400 <44400>
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
570以上 (標報41万以上)	68100	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万)	44400	80100+1% <44400>
370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
370~(標報28万以上)	44400	80100+1% <44400>
370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

※ 70~74歳(1割負担の者)及び75歳以上については、据え置くこととする。

実施時期については、見直し案の決定後、システム改修等に要する期間を考慮したうえで、平成27年1月から実施することを目指す。 1

高額療養費を見直した場合の財政影響(粗い推計:平成27年度満年度ベース)

案 1

	給付費	保険料	公費	国		地方	
				国	地方		
総計	約320億円	約130億円	約190億円	約150億円	約40億円		
協会けんぽ	約250億円	約210億円	約40億円	約40億円	約0億円		
健保組合	△約200億円	△約150億円	約0億円	約0億円	約0億円		
共済組合	△約60億円	△約50億円	約0億円	約0億円	約0億円		
市町村国保	約320億円	約110億円	約140億円	約100億円	約40億円		
後期高齢者医療	—	—	—	—	—		

案 2

	給付費	保険料	公費	国		地方	
				国	地方		
総計	約70億円	△約30億円	約100億円	約80億円	約20億円		
協会けんぽ	約140億円	約120億円	約20億円	約20億円	約0億円		
健保組合	△約190億円	△約170億円	約0億円	約0億円	約0億円		
共済組合	△約60億円	△約60億円	約0億円	約0億円	約0億円		
市町村国保	約170億円	約60億円	約80億円	約60億円	約20億円		
後期高齢者医療	—	—	—	—	—		

案 3

	給付費	保険料	公費	国		地方	
				国	地方		
総計	約850億円	約600億円	約250億円	約200億円	約50億円		
協会けんぽ	約310億円	約300億円	約60億円	約60億円	約0億円		
健保組合	約40億円	約110億円	約0億円	約0億円	約0億円		
共済組合	約10億円	約40億円	約0億円	約0億円	約0億円		
市町村国保	約460億円	約140億円	約190億円	約130億円	約50億円		
後期高齢者医療	—	—	—	—	—		

高額療養費を見直した場合の財政影響(70~74歳1→2割の財政影響を含む)(粗い推計)

(平成)	案 1					案 2					案 3				
	給付費	保険料				給付費	保険料				給付費	保険料			
		協会	健保組合	共済	市町村国保		協会	健保組合	共済	市町村国保		協会	健保組合	共済	市町村国保
26年度	△10	20	△40	△10	10	△70	0	△50	△20	0	60	30	0	0	10
27年度	90	150	△210	△70	80	△230	40	△240	△80	20	560	220	30	10	100
28年度	△120	100	△260	△90	50	△430	△10	△290	△100	△10	370	170	△10	0	80
29年度	△410	20	△340	△110	10	△700	△80	△360	△120	△40	110	100	△80	△30	40
30年度	△770	△70	△420	△150	△30	△1,030	△160	△440	△150	△90	△210	20	△150	△50	0
31年度	△1,070	△150	△500	△170	△70	△1,310	△240	△510	△170	△130	△470	△50	△220	△80	△40

※ 数字は概数である。単位(億円)

(参考)70~74歳の患者負担特例措置見直しに係る財政影響(粗い推計)

○ 平成26年4月以降に70歳に到達した者から、患者負担を順次2割とした場合の最終的な保険料影響(特例見直し後)(平成31年度)

協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	合計
▲360億円	▲330億円	▲110億円	▲190億円	▲990億円

高額療養費の所得区分別の加入者数

※一定の仮定を置いた粗い推計

[70歳未満]

	協会けんぽ	健保組合	市町村国保	医療保険計
年収約1,510万円以上 (標報121万円、旧ただ所得1,235万円超)	約 40 万人 (1.3%)	約 40 万人 (1.4%)	約 40 万人 (1.2%)	約 140 万人 (1.3%)
年収約1,160～約1,510万円 (標報83万～115万円、旧ただ所得901万～1,235万円)	約 40 万人 (1.3%)	約 90 万人 (3.0%)	約 30 万人 (1.0%)	約 190 万人 (1.8%)
年収約970～約1,160万円 (標報65万～79万円、旧ただ所得721万～901万円)	約 60 万人 (1.8%)	約 200 万人 (6.8%)	約 30 万人 (1.0%)	約 360 万人 (3.4%)
年収約770～約970万円 (標報53万～62万円、旧ただ所得600万～721万円)	約 110 万人 (3.1%)	約 380 万人 (12.9%)	約 30 万人 (1.1%)	約 640 万人 (6.1%)
年収約570～約770万円 (標報41～50万円、旧ただ所得370万～600万円)	約 380 万人 (11.1%)	約 670 万人 (22.8%)	約 160 万人 (5.2%)	約1,450万人 (13.7%)
年収約370～約570万円 (標報28～38万円、旧ただ所得210万～370万円)	約1,090万人 (31.7%)	約 850 万人 (29.3%)	約 390 万人 (12.9%)	約2,700万人 (25.5%)
年収約310～約370万円 (標報24～26万円、旧ただ所得168万～210万円)	約 480 万人 (13.9%)	約 260 万人 (8.9%)	約 190 万人 (6.5%)	約1,060万人 (10.0%)
年収約310万円以下 (標報22万円以下、旧ただ所得168万円以下)	約1,210万人 (35.2%)	約 440 万人 (15.0%)	約1,110万人 (36.9%)	約3,000万人 (28.3%)
低所得者 (住民税非課税)	約 20 万人 (0.6%)	約 2 万人 (0.1%)	約1,030万人 (34.2%)	約1,050万人 (9.9%)
計	約3,430万人 (100.0%)	約2,920万人 (100.0%)	約3,010万人 (100.0%)	約10,590万人 (100.0%)

[70歳以上]

	協会けんぽ	健保組合	市町村国保	70～74歳計	後期高齢者
現役並み 所得者	年収約570万円～ (標報41万円以上、 課税所得293万円以上)	約 4 万人 (7.1%)	約 1 万人 (5.1%)	約 10 万人 (2.4%)	約 20 万人 (3.1%)
	年収約370～約570万円 (標報28～38 万円、課税所得145万～293万円)	約 4 万人 (7.2%)	約 3 万人 (10.3%)	約 30 万人 (4.9%)	約 40 万人 (5.5%)
一般	年収約310～約370万円 (標報24～26 万円、課税所得97万～145万円)	約 2 万人 (4.3%)	約 10 万人 (28.0%)	約 30 万人 (5.2%)	約 40 万人 (6.3%)
	年収約310万円以下 (標報22万円以下 課税所得97万円未満)	約 40 万人 (75.9%)	約 20 万人 (56.5%)	約 280 万人 (51.5%)	約 350万人 (54.1%)
低所得者	Ⅱ (住民税非課税、年収約80～約160万円)	約 1 万人 (2.1%)	約 0 万人 (0.2%)	約 140 万人 (24.8%)	約 140万人 (21.1%)
	Ⅰ (住民税非課税、年収約80万円以下)	約 2 万人 (3.4%)	約 0 万人 (0.0%)	約 60 万人 (11.2%)	約 60 万人 (9.8%)
計	約 60 万人 (100.0%)	約 30万人 (100.0%)	約550万人 (100.0%)	約 650万人 (100.0%)	約1,450万人 (100.0%)

[参考]

- (※1) 協会けんぽと健保組合は、標準報酬月額7.8万円以下(総報酬約100万円以下)の加入者を低所得区分(うち70歳以上については標準報酬月額5.8万円以下の加入者を低所得者Ⅰ)と仮定して推計。
(※2) 市町村国保は、所得不詳の人数を除いた所得区分の割合から推計。
(※3) 各制度の人数は、平成23年度平均(保険局調べ)。

高額療養費の見直し案（案1）

70歳未満

		月単位の上限額
上位所得者 健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得が年間600万円超		150,000円＋ (医療費－500,000円) × 1% ＜4月目～：83,400円＞
		※標準報酬53万円に対応する総報酬月額60万円の25%となるよう設定 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額60万円の2ヶ月程度となるよう設定
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外) (3人世帯(給与所得者/夫婦1人)の場合：年収約210万円～約770万円)		80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
		※平成16年度の政管平均標準28万円に対応する総報酬月額(32万円)の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額32万円の2ヶ月程度となるよう設定。
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 ＜4月目～：24,600円＞

		月単位の上限額
年収約1,510万円以上 (標報121万円(総報酬月額129万円)、旧ただし所得1,235万円超)		322,500円＋(医療費－1,075,000円) × 1% ＜4月目～：179,100円＞
年収約1,160～約1,510万円 (標報83万(総報酬月額101万円)～115万円、旧ただし所得901万～1,235万円)		252,600円＋(医療費－842,000円) × 1% ＜4月目～：140,100円＞
年収約970～約1,160万円 (標報65万(総報酬月額83万円)～79万円、旧ただし所得721万～901万円)		207,600円＋(医療費－692,000円) × 1% ＜4月目～：115,200円＞
年収約770～約970万円 (標報53万(総報酬月額67万円)～62万円、旧ただし所得600万～721万円)		167,400円＋(医療費－558,000円) × 1% ＜4月目～：93,000円＞
年収約570～約770万円 (標報41万(総報酬月額49万円)～50万円、旧ただし所得370万～600万円)		122,400円＋(医療費－408,000円) × 1% ＜4月目～：68,100円＞
年収約370～約570万円 (標報28万(総報酬月額32万円)～38万円、旧ただし所得210万～370万円)		80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
年収約310～約370万円 (標報24万～26万円、旧ただし所得168万～210万円)		62,100円 ＜4月目～：44,400円＞
年収約310万円以下 (標報22万円以下、旧ただし所得168万円以下)		44,400円 ＜4月目～：44,400円＞
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 ＜4月目～：24,600円＞

○各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の25%で設定。

(4月目以降は、年間最大負担額(当初3月＋多数回該当9月)が各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の2月分となるよう設定)

○所得区分は約200万円毎に設定。

○協会けんぽの平均的な所得層

○月単位の上限額は、80100円と44,400円の中間の額で設定

○これまでの多数回該当と同額

○国保の所得区分のうち、新たに設ける区分は、各所得区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬を、給与収入で得た場合の旧ただし書き所得で設定。

70歳以上

		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 健保：標報28万円以上 国保：課税所得145万円以上(※)		44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
一般所得者 (現役並み所得者・低所得者以外)		12,000円 (70～74歳は政令本則24,600円)	44,400円 (70～74歳は政令本則62,100円)
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円

		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
70～74歳 (3割・2割負担の者)			
現役並み	年収約570万円以上 (標報41万円以上、課税所得293万円以上)	68,100円	122,400円＋(医療費－408,000円) × 1% ＜4月目～：68,100円＞
	年収約370～約570万円 (標報28万～38万円、課税所得145万円(※)～293万円)	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
一般	年収約310～約370万円 (標報24万～26万円、課税所得97万～145万円)	24,600円	62,100円 ＜4月目～：44,400円＞
	年収約310万円以下 (標報22万円以下、課税所得97万円未満)	12,000円	44,400円
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8,000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円
70～74歳 (1割負担の者) 75歳以上		据え置き	

○70歳未満の年収約570万円～約770万円の上限額に合わせて設定

○政令本則の額(2割化に伴い予定していた額)

○据え置き(特例措置を維持)

○国保の所得区分のうち、新たに設ける区分は、各所得区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬を、年金収入で得た場合の課税所得で設定。

(※) 課税所得145万円以上であっても、一定の収入(単身383万円、2人以上世帯520万円)未満の場合、一般所得者となる。

高額療養費の見直し案（案2）

70歳未満

		月単位の上限額
上位所得者 健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得が年間600万円超		150,000円＋ (医療費－500,000円) × 1% ＜4月目～：83,400円＞
		※標準報酬53万円に対応する総報酬月額60万円の25%となるよう設定 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額60万円の2ヶ月程度となるよう設定
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)		80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
	(3人世帯(給与所得者/夫婦1人)の場合：年収約210万円～約770万円)	※平成16年度の政管平均標報28万円に対応する総報酬月額(32万円)の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額32万円の2ヶ月程度となるよう設定。
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 ＜4月目～：24,600円＞

		月単位の上限額
年収約1,160万円～ (標報83万円 (総報酬月額101万円)～、旧ただし所得901万円超)		252,600円＋(医療費－842,000円) × 1% ＜4月目～：140,100円＞
年収約770～約1160万円 (標報53万 (総報酬月額67万円)～79万円、旧ただし所得600万～901万円)		167,400円＋(医療費－558,000円) × 1% ＜4月目～：93,000円＞
年収約570～約770万円 (標報41万 (総報酬月額49万円)～50万円、旧ただし所得370万～600万円)		122,400円＋(医療費－408,000円) × 1% ＜4月目～：68,100円＞
年収約370～約570万円 (標報28万 (総報酬月額32万円)～38万円、旧ただし所得210万～370万円)		80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
年収約370万円以下 (標報26万円以下、旧ただし所得210万円以下)		57,600円 ＜4月目～：44,400円＞
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 ＜4月目～：24,600円＞

- 各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の25%で設定。
(4月目以降は、年間最大負担額(当初3月＋多数回該当9月)が各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の2月分となるよう設定)
- 所得区分は約200万円毎(年収約770万円以上の層は約400万円毎)に設定。
- 協会けんぽの平均的な所得層
- 月単位の上限額は、80100円と35400円の中間の額で設定
- 国保の所得区分のうち、新たに設ける区分は、各所得区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬を、給与収入で得た場合の旧ただし書き所得で設定。

70歳以上

		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 健保：標報28万円以上 国保：課税所得145万円以上(※)		44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
一般所得者 (現役並み所得者・低所得者以外)		12,000円 (70～74歳は政令本則24,600円)	44,400円 (70～74歳は政令本則62,100円)
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円

70～74歳 (3割・2割負担の者)		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み	年収約570万円以上 (標報41万円以上、課税所得293万円以上)	68,100円	122,400円＋ (医療費－408,000円) × 1% ＜4月目～：68,100円＞
	年収約370～約570万円 (標報28万～38万円、課税所得145万(※)～293万円)	44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞
一般	年収約370万円以下 (標報26万円以下、課税所得145万円未満)	12,000円	44,400円
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8,000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円
70～74歳 (1割負担の者) 75歳以上		据え置き	

- 70歳未満の年収約570万円～約770万円の上限額に合わせて設定
- 据え置き(特例措置を維持)
- 国保の所得区分のうち、新たに設ける区分は、各所得分の最低標準報酬月額に対応する総報酬を、年金収入で得た場合の課税所得で設定。

(※) 課税所得145万円以上であっても、一定の収入(単身383万円、2人以上世帯520万円)未満の場合、一般所得者となる。

高額療養費の見直し案（案3）

70歳未満

		月単位の上限額
上位所得者 健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得が 年間600万円超		150,000円＋ (医療費－500,000円) × 1% < 4月目～：83,400円>
		※標準報酬53万円に対応する総報酬月額60万円の25%となるよう設定 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額60万円の2ヶ月程度となるよう設定
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)		80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% < 4月目～：44,400円>
	(3人世帯(給与所得者/夫婦1人) の場合：年収約210万円～約770万円)	※平成16年度の政管平均標報28万円に対応する総報酬月額(32万円)の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額32万円の2ヶ月程度となるよう設定。
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 < 4月目～：24,600円>

		月単位の上限額
年収約1,160万円～ (標報83万円 (総報酬月額101万円)～、旧ただし書き901万円超)		252,600円＋(医療費－842,000円) × 1% < 4月目～：140,100円>
年収約770～約1160万円 (標報53万円 (総報酬月額67万円)～79万円、旧ただし書き600万～901万円)		167,400円＋(医療費－558,000円) × 1% < 4月目～：93,000円>
年収約370～約770万円 (標報28万円 (総報酬月額32万円)～50万円、旧ただし書き210万～600万円)		80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% < 4月目～：44,400円>
年収約370万円以下 (標報26万円以下、旧ただし書き210万円以下)		57,600円 < 4月目～：44,400円>
低所得者 (住民税非課税)		35,400円 < 4月目～：24,600円>

○各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の25%で設定。

(4月目以降は、年間最大負担額(当初3月＋多数回該当9月)が各区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬月額の2月分となるよう設定)

○所得区分は約400万円毎に設定。

○協会けんぽの平均的な所得層

○月単位の上限額は、80100円と35400円の中間の額で設定

○国保の所得区分のうち、新たに設ける区分は、各所得区分の最低標準報酬月額に対応する総報酬を、給与収入で得た場合の旧ただし書き所得で設定。

70歳以上

		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 健保：標報28万円以上 国保：課税所得145万円以上(※)		44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% < 4月目～：44,400円>
一般所得者 (現役並み所得者・低所得者以外)		12,000円 (70～74歳は政令本則24,600円)	44,400円 (70～74歳は政令本則62,100円)
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円

70～74歳 (3割・2割負担の者)		月単位の上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み	年収約370万円～ (標報28万円以上、課税所得145万円以上(※))	44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% < 4月目～：44,400円>
一般	年収約370万円以下 (標報26万円以下、課税所得145万円未満)	12,000円	44,400円
低所得者	II (住民税非課税、年金収入80～160万円)	8,000円	24,600円
	I (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円
70～74歳 (1割負担の者) 75歳以上		据え置き	

○据え置き

○特例措置を維持

(※) 課税所得145万円以上であっても、一定の収入(単身383万円、2人以上世帯520万円)未満の場合、一般所得者となる。